



アプローチレター



令和4年1月号 NO.32

あけましておめでとうございます！
本年もどうぞよろしくお願いいたします。

お正月といえばおせちですが、おせち以外のゲン担ぎになる
料理・食材をご存知でしょうか？

①いよかん=いい予感

1～2月が旬！ビタミンをしっかりすることで美肌効果も。
炭水化物が多くなりがちなお正月にぜひ摂りたいです。



②ブドウ=子孫繁栄

たくさん実をつけることからその象徴とされています。
海外ではブドウは幸せを招く果実だそうです。

③ウイナー

なぜだかわかりますか？

…ウイナーの語感がwinner=勝者に似てるからです。

今年も皆様にわかりやすく、楽しみながら読んでいただ
ける会報をお届けします。



【インデックス】

1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～
2. 特集 起業を考えている人におすすめの制度
3. アプローチ女子会
4. アプローチ相談会
5. アプローチからのお知らせ
6. アプローチ外部講師派遣のご案内
7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

安立 裕司
伊東 大輝
水野 あゆみ
井出 まきえ
三浦 千穂

1. コラム 「 30年 」

あけましておめでとうございます。
今年もまた新年がやってきましたね。

一昨年から始まったコロナ禍は、日本では何とか鎮静化してきましたが、世界ではまだまだ猛威を奮っています。こうして
無事に新年を迎えることができてただけで幸せなのかも知れません。

平成4年に開業した私は、今年、開業30年目を迎えます。びっくりです。

この間、阪神淡路大震災、東海豪雨、9.11テロ、東日本大震災、コロナなどたくさんの災害や事件がありました。仕事
でもいろいろなトラブルを経験しました。こうして今年も元気に、皆と仕事ができるだけでも感謝感激雨霞です。

30年前というと、電話はまだ固定電話が主流。携帯電話の始まるころです。携帯を持つためには15万円ぐらいの保証
金が必要で、当時の私には躊躇する金額。携帯が無いので、事務所を出るときは留守番電話のスイッチを入れて外出する毎日
でした。そんなとき、ある人から、「安立君、外出してるから留守電って、冗談で仕事してるんだね」って言われました。そ
うか、仕事なんだから、留守電は真剣にやってることにはならないんだ、お客さんの立場に立たないって気が付きました。
そして、即、携帯電話を購入。

こんな感じで沢山の方からいろいろな忠告、アドバイス、お叱りを受けて今までやってきました。まだまだ、至らないところ
だらけですが、開業当時の自分よりは、依頼者のお役に立てる様になったのかなと思います。

当時は、とにかく、登記しかできませんでしたし、それが、司法書士の仕事だと思い込んでいました。自分の立ち位置次第
で仕事の幅が全然違ってくということも、誰かが教えてくれたことです。

司法書士の仕事を通じて出会った方は数万人に上ると思います。その殆どの方々にとって、司法書士と出会う場面は、人生
の中で大きな出来事だったはず。

その様な場面に立ち会わせて頂ける仕事であることに感謝し、ご依頼頂ける方々のお役に立てる様、これからも精進してい
きます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



安立 裕司

2. 特集 起業を考えている方におすすめの制度

担当：伊東 大輝

こんにちは、司法書士の伊東です。

「起業を考えているが、何をすればいいのかわからない。」「起業にかかる費用を安くしたい。」「起業に必要なスキルを身につけたい。」

初めて起業されるそんなあなたにおすすめの制度をご紹介します。それが、「特定創業支援等事業」です。



1. 「特定創業支援等事業」とは

「特定創業支援等事業」とは、创业者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組として、国が産業競争力強化法により定める事業を指します。

各地域の市町村が産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を作成し、国から認定を受ければ、この計画に基づく「特定創業支援等事業」を行うことができます。この認定を受けた事業者（以下、「創業支援事業者」とします。）から、経営、財務、人材育成、販路開拓など創業に必要な支援を受けることができます。

具体的には、創業支援計画に関する相談にのってもらえたり、創業に関するセミナーを受講したり等です。この支援後、創業支援事業者から証明書を発行してもらうことにより、各種の特典を受けることができます。

以下、各種の特定を3つご紹介させていただきます。

2. 特典①会社設立時の登録免許税が安くなる

会社設立は、必ず登記が必要です。この登記をする際に発生する税金が登録免許税です。

会社設立時に多い株式会社と合同会社を例にあげます。

原則

	登録免許税
株式会社	資本金の7/1000（15万円未満のときは15万円）
合同会社	資本金の7/1000（6万円未満のときは6万円）

少なくとも、株式会社15万円、合同会社6万円の登録免許税がかかります。特定創業支援等事業を受けた创业者は、この登録免許税が以下のとおり軽減されます。

軽減後

	登録免許税
株式会社	資本金の3.5/1000（7万5千円未満のときは7万5千円）
合同会社	資本金の3.5/1000（3万円未満のときは3万円）

3. 特典②創業関連保証の特例

創業関連保証とは、個人による創業または新たに会社を設立して行う事業に必要な資金調達を信用保証協会が支援する保証制度です。事業を開始する前であっても無担保で資金を調達することができます。この創業関連保証ですが、通常は創業開始2ヶ月前のところ、創業開始6ヶ月前まで支援を受けることができます。

4. 特典③日本政策金融公庫の融資制度の優遇

新たに事業を開始される方、事業を開始して間もない方を対象に無担保・無保証人で利用できる融資制度があります。

特定創業支援等事業の認定を受けた創業者であれば、この融資制度に必要な自己資金要件を満たすものという扱いを受けることができます。また、通常より低金利の新規開業支援資金の融資を受けることができます。

5. 適用の要件

- (1) 創業前の個人または創業後5年未満の個人
- (2) 創業支援事業者から一定の支援を受けること。
- (3) (2)を受講後、特定創業支援等事業の証明書を交付してもらうこと。

6. まとめ

いかがでしたでしょうか。起業に必要な知識を学びつつ、設立登記の減税や金利の優遇を受けることができるなんて素晴らしいですね。

ただ、特定創業支援等事業を行っている市町村というのは、全国とは限りません。起業したい地域の市町村が特定創業支援等事業を行っているか、設立登記を検討されている方であれば、設立日（登記申請日）までに特定創業支援等事業の証明書が交付されるのか注意が必要です。

初めて起業される方で、じっくりと準備を進めていきたい方には良いかもしれません。

3. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：水野 あゆみ

みなさん、こんにちは！

まだまだ寒さが続きますね！暖かい部屋でキンキンに冷えた〇ー〇が最高の季節も続きますね(^^)／

さて、みなさんはどんなお正月をお過ごしですか？

お正月といえば、おせち料理！！年末にデパートへ行くと、キラキラとした豪華なおせち料理が並んでいましたが、我が家は、毎年手作りおせちになります(*_*)

おせちの由来や食材に込められた意味はご存知の方も多いと思います。

我が家はやはりお肉と卵料理が人気です。伊達巻きは本来の作り方だと甘く、家族が苦手なので、だし巻き卵をくるくる巻いてみたり 豚肉の紅茶煮を大量に作っておせちに入れたり、なんとか工夫しておせちを美味しく食べてもらおうと気合を入れて作ります！

ちなみに、取り分ける際、子どもたちには黒豆（まめな子になれ）、伊達巻（勉強してくれ）、昆布巻き（よろこんぶ）を多めに、旦那様には海老（長生き）、ブリ（出世魚！！）を、わたしは、栗きんとん（金団）をたくさん食べて。笑

今年も1年皆様にとって素敵な年になることを祈っております。

皆さんは、どんな1年にしたいですか？



4. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：井出 まきえ



Q. 自筆証書遺言をした場合、相続開始後に家庭裁判所で「検認」という手続きが必要になると聞きました。「検認」とはどのような手続きなのでしょうか。



A. 遺言書の「検認」とは、遺言書の後日の偽造や変造を防止し、その保存を確実にするために形式や形状などを調査・確認する家庭裁判所による検証手続きです。

検認を要するのは①自筆証書遺言と②秘密証書遺言で、保全が確実な③公正証書遺言及び④2020年7月10日から開始された「法務局における自筆証書遺言書保管制度」を利用して法務局で保管されている自筆証書遺言については、検認の必要はありません。

①及び②の遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なくこれを遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に提出し、その検認を請求しなければなりません。遺言書の保管者がいない場合で、相続人が遺言書を発見した場合も同様です。

検認の申立がされると、家庭裁判所は検認期日を決定し、これを相続人全員に通知します。申立人以外の相続人の出席は任意で、相続人全員が揃わなくても検認期日当日の手続きは行われます。

なお、前述のとおり、遺言書の検認は、形式的な事実を調査するのみであり、遺言書の内容の審査をするものではありません。

検認手続終了後、検認済証明書を申請すると、家庭裁判所は、「遺言書原本、遺言書封筒、検認済証明書」を綴じて各用紙の間に割印をしたものを返却してくれます。遺言の執行をするためには、この検認済証明書が添付されていることが必要になります。

家庭裁判所での検認の申立から終了までは約1ヶ月程度、添付する戸籍等の収集の期間を含めると約1ヶ月～2ヶ月程度の時間が必要になります。相続税の申告期限なども考慮して、相続開始後、速やかに検認を済ませることが重要になります。

なお、検認を経ないで遺言を執行し、または家庭裁判所外においてその開封をしたものは5万円以下の過料に処せられるとの規定（民法第1005条）もあります。

ご自身でのお手続きが難しいと思われた場合は、早めに専門家にご相談されることをお勧め致します。



無料 相続・遺言 相談会実施中



0120-512-432



5. アプローチからのお知らせ

アプローチセミナー再開します

タイトル 相続法改正の実務的影響（仮）

～所有者不明土地問題について～

日時 令和4年2月18日（金）19時00分から



ホームページをリニューアルしました

この度弊社ホームページを新しく致しました。

見やすく情報たっぷりにリニューアル！

併せてFacebookも新アカウントを開設しました！

是非是非、ご覧ください！



ホームページ



FACEBOOK



相続個別相談会開催いたしました

1月27日（土）津市の三重県総合文化センターにて、行政書士 三浦千穂、井出まきえが株式会社リンク様主催 相続個別相談会に相談員として参加させていただきました！

当日は朝から相談に来てくださる相談者様もあり、お一人約1時間、ご相談をお伺いし、お困りごとについてどのように解決したら良いか、お答えさせていただきました。

地域ならではの困りごともあり、相談員自身も勉強になる相談会でした。

お越しくくださったお客様、ご招待してくださった株式会社リンク様、本当にありがとうございました！

6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

【例】

1. 新発見?! 謄本の見方・使い方
2. 今さら聞けない登記手続きのキソの基礎
3. 相続勉強会(初級・中級・上級 編)
4. 最大限あなたの希望を叶える! 遺言の作り方
5. "株式会社"だけじゃない! 会社設立のツボ教えます。
6. 失敗事例から学ぶ事業承継
7. これで安心。終活セミナー～任意後見契約・死後事務委任契約・リビングウィル・遺言～等



7. アプローチメンバーズクラブ(AMC)のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ(AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金11,000円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,000円・税別)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせて頂きます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 10%OFF
	8 財産管理表の作成	通常料金50,000円・税別～を50%OFF
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を10%OFF

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入下さった方にのみ配信させて頂きます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ✉ soudan@approach.gr.jp

